

# 《SMBC日興メディカルニュース(2018/3)》

## 「平成30年度介護報酬改定－介護医療院－」

- SMBC日興証券では、「医療に関する情報提供」に取り組んでおります。
- 本書では、「平成30年度介護報酬改定」で新設される「介護医療院」について簡単に纏めています。なお改定の詳細につきましては、厚生労働省「平成30年度介護報酬改定」の資料をご確認ください。

### －介護医療院－

- 今回の介護報酬改定で、新設される介護医療院は、基本単位、各種加算、転換への基準緩和等もあり、療養系の医療機関の転換先として注目を集めています。どの型に転換するかをシミュレーションすることは重要です。また連携先としての介護医療院の位置づけも気になります。今後、状況のウォッチが必要です。

介護医療院					介護医療院				
	指定基準		報酬上の基準			指定基準			
	類型(I)	類型(II)	類型(I)	類型(II)		施設設備	構造設備		
人員基準 (雇用人員)	医師	48:1 (施設で3以上)	100:1 (施設で1以上)	-	-	診察室	医師が診療を行うのに適切なもの		
	薬剤師	150:1	300:1	-	-	病室・療養室	定員4名以下、床面積8.0㎡/人以上。 ※転換の場合、大規模改修まで6.4㎡/人以上で可		
	看護職員	6:1	6:1	6:1 (うち看護師2割以上)	6:1	機能訓練室	40㎡以上		
	介護職員	5:1	6:1	5:1 ~4:1	6:1 ~4:1	談話室	談話を楽しめる広さ		
	支援相談員	-	-	-	-	食堂	入所定員1人あたり1㎡以上		
	リハビリ専門職	PT/OT/ ST:適当数	-	-	-	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの		
	栄養士	定員100以上で1以上	-	-	-	レクリエーションルーム	十分な広さ		
	介護支援専門員	100:1(1名以上)	-	-	-	その他医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所		
	放射線技師	適当数	-	-	-	他設備	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室		
	他の従業員	適当数	-	-	-	医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備		
	医師の宿直	医師:宿直	-	-	-	廊下	廊下幅:1.8m,中廊下の場合は2.7m。 ※転換の場合、廊下幅1.2m、中廊下1.6m		
						耐火構造	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※ 転換の場合、特例あり		

### 基本報酬(多床室の場合)(単位/日)

	I型療養床			II型療養床		
	I型介護医療院サービス費(I) (療養機能強化型A相当) (看護6:1 介護4:1)	I型介護医療院サービス費(II) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護4:1)	I型介護医療院サービス費(III) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護5:1)	II型介護医療院サービス費(I) (転換老健相当) (看護6:1 介護4:1)	II型介護医療院サービス費(II) (転換老健相当) (看護6:1 介護5:1)	II型介護医療院サービス費(III) (転換老健相当) (看護6:1 介護6:1)
要介護1	803	791	775	758	742	731
要介護2	911	898	882	852	836	825
要介護3	1,144	1,127	1,111	1,056	1,040	1,029
要介護4	1,243	1,224	1,208	1,143	1,127	1,116
要介護5	1,332	1,312	1,296	1,221	1,205	1,194

(※療養室等の療養環境の基準を満たさない場合は25単位を減算)

<ul style="list-style-type: none"> <li>初期加算 30単位/日</li> <li>栄養マネジメント加算 14単位/日</li> <li>緊急時施設療養費(緊急時治療管理) 511単位/日</li> <li>経口移行加算 28単位/日</li> <li>重度認知症患者療養体制加算(II) 100単位/日(加算(II)で要介護5の場合)</li> <li>排せつ支援加算 100単位/月</li> <li>栄養マネジメント加算 14単位/日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護医療院への転換基準緩和(床面積、廊下幅、直通階段・エレベーター) ・移行定着支援加算 93単位/日</li> <li>認知症専門ケア加算(I) 3単位/日</li> <li>認知症専門ケア加算(II) 4単位/日 他</li> <li>口腔衛生管理加算 90単位/月</li> <li>低栄養リスク改善加算 300単位/月 他</li> </ul>
---	---

(出所):介護給付費分科会、「平成30年度介護報酬改定における各サービス毎の改定事項について」(平成30年1月26日)を基に、SMBC日興証券ソリューション企画部作成。

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等に留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したもので、将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。(作成:2018年3月)

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future

## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)のご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)